

改定前	改定後
<p>Web21 利用規定（2024 年 2 月改定）</p> <p>3. 本人確認</p> <p>(3) ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カード等の管理</p> <p>① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者には一切開示しないものとします。また、スマートフォン、ワンタイムパスワードカードについても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。</p> <p>② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、IC カード、スマートフォン、ワンタイムパスワードカードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行宛直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。</p> <p>4. 提供サービス</p> <p>(8) 回収・引落管理サービス</p> <p>(略)</p> <p>⑤外部電子請求書サービス連携 ア.連携依頼の方法</p> <p>契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、外部電子請求書サービス連携に必要な所</p>	<p>Web21 利用規定（2024 年 8 月改定）</p> <p>3. 本人確認</p> <p>(3) ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カード等の管理</p> <p>① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者には一切開示しないものとします。また、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末についても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。</p> <p>② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、IC カード、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末その他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行宛直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。</p> <p>4. 提供サービス</p> <p>(8) 回収・引落管理サービス</p> <p>(略)</p> <p>⑤外部電子請求書サービス連携 ア.連携依頼の方法</p> <p>契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、外部電子請求書サービス連携に必要な所定事項</p>

定事項を入力することにより外部電子請求書サービス連携を依頼するものとします。

イ.連携可能な外部電子請求書サービス

連携可能な外部電子請求書サービスは、当行所定の外部電子請求書サービスとします。当行所定の外部電子請求書サービスであっても、連携できない場合があります。また、外部電子請求書サービスにより連携可能な内容が異なる場合があります。

ウ.免責事項

外部電子請求書サービスは、当行以外の事業者が提供するサービスです。当行は、外部電子請求書サービスについて何ら責任を負うものではないことを確認します。なお、当行は外部電子請求書サービス連携について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、当行は、外部電子請求書サービスのサービス内容が変更になったこと等により、外部電子請求書サービス連携に不具合が生じた場合でも、当該不具合に対応する義務を負わないものとします。

を入力することにより外部電子請求書サービス連携を依頼するものとします。

イ.連携可能な外部電子請求書サービス

連携可能な外部電子請求書サービスは、当行所定の外部電子請求書サービスとします。当行所定の外部電子請求書サービスであっても、連携できない場合があります。また、外部電子請求書サービスにより連携可能な内容が異なる場合があります。

ウ.免責事項

外部電子請求書サービスは、当行以外の事業者が提供するサービスです。当行は、外部電子請求書サービスについて何ら責任を負うものではないことを確認します。なお、当行は外部電子請求書サービス連携について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、当行は、外部電子請求書サービスのサービス内容が変更になったこと等により、外部電子請求書サービス連携に不具合が生じた場合でも、当該不具合に対応する義務を負わないものとします。

⑥サービスの変更・解約

契約者は、回収・引落管理サービスの申込内容について、当行所定の方法で、契約者の指定する内容に変更・解約ができるものとします。また、取引口座照会サービスによる回収・引落管理サービス利用口座の入出金結果取得が不能となった場合には、当行は所定の日に契約者に事前の通知することなく、回収・引落管理サービスを解約できるものとします。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、解約により生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 免責事項

(1) 本人確認手段の不正使用等

前記 3.(2)に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者の正当な権限に基づく取引と認めることができるものとし、ValueDoorID、ValueDoor パスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カード、ワンタイムパスワードカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 免責事項

(1) 本人確認手段の不正使用等

前記 3.(2)に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者の正当な権限に基づく取引と認めることができるものとし、ValueDoorID、ValueDoor パスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カード、ワンタイムパスワード**端末**その他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

Web21 ライトに関する利用規定（2022年10月改定）

2. 本人確認

(3) ID、パスワード、スマートフォン、ワンタイムパスワードカード等の管理

- ①ID、パスワード、その他の本人確認に必要なものは、第三者(利用者IDを有する利用者を除く。以下同じ)に推測されやすい番号は避け、第三者に開示ないしは知られないように、契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。また、スマートフォン、ワンタイムパスワードカードについても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。
- ②ID、パスワード、スマートフォン、ワンタイムパスワードカードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は直ちに当行宛にそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。
- ③前記2.(3)①、②にかかわらず、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、ID、パスワード、スマートフォン、ワンタイムパスワードカードその他の本人確認に必要なものが、第三者に利用され、またはスマートフォンにある情報が第三者に知られたこと等により、契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

Web21 ライトに関する利用規定（2024年8月改定）

2. 本人確認

(3) ID、パスワード、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末等の管理

- ①ID、パスワード、その他の本人確認に必要なものは、第三者(利用者IDを有する利用者を除く。以下同じ)に推測されやすい番号は避け、第三者に開示ないしは知られないように、契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。また、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末についても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。
- ②ID、パスワード、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末その他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は直ちに当行宛にそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。
- ③前記2.(3)①、②にかかわらず、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、ID、パスワード、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末その他の本人確認に必要なものが、第三者に利用され、またはスマートフォンにある情報が第三者に知られたこと等により、契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。